

## 奈良県立五條高等学校 学校運営協議会会則

### (趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 奈良県立五條高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、生徒によりよい教育を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立五條高等学校（以下「学校」という。）の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、教職員とともに地域に開かれた学校づくりを進めることを目的とする。

### (基本方針の承認)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関すること
- (2) 学校の経営計画に関すること
- (3) 学校の組織編成に関すること
- (4) 学校の予算執行に関すること
- (5) 学校と地域の連携に関すること
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要と認める事項

### (組織)

第4条 奈良県立五條高等学校長（以下「校長」という。）が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を奈良県教育委員会へ推薦する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 有識者（学識経験者、教育委員会関係者、地域の小学校・中学校長等）
- (5) 校長及び学校の教職員

### (専門委員会)

第5条 協議会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

### (生徒の意見反映)

第6条 協議会は、定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校運営に反映する。

### (庶務)

第7条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

### (その他)

第8条 その他必要な事項については、その都度協議する。

### 附則

この会則は、平成28年7月1日から施行する。

この会則は、平成29年9月26日から施行する。